

を欲しがつておられない。我々は戦争を
て来る虞れがある、その實例が示され

總理府事務官 鈴木 俊一君
(地方自治課長)

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十二号

昭和二十三年四月三十日(金曜日)午前
十時二十六分開會

本日の會議に付した事件

○消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○朝鮮人および朝鮮人に関する調査
のための議員派遣要求に関する件

○小委員選定の件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川末次郎君) これより委
員會を開會いたします。消防組織法の

一部を改正する法律案を前日に引續き
まして審議することといたします。岡
本委員より發言の要求があるので、こ
れをお傳へいたします。

○岡本委員 消防組織法の一部を改
正する法律案が政府から提出されまし
たが、この機會に私は、現消防組織法
において非常な不備がある。その點を
修正したいと考えるのでございま
す。それは御承知の通り、この消防組
織法第九條におきまして、市町村の消
防事務を處理するため、市町村に、消
防團の外、その必要に應じ、左に掲げ
る機關の全部又は一部を設けることが
できる。と、こうありまして、消防本
部、消防署等を掲げられてあるのだ
りますが、この九條では、市町村に消
防團というものを置き得ることの根據
を示しておるではありません。而して消
防組織法は、消防本部及び消防署につ
きましては、その設置、管轄區域、組
織及び團員に関する事項について、十

條以下第十五條に詳しく規定をいたし
ております。ところが、この消防團に
ついては、この「消防團の外」と第九條
にありますが、根拠法がないので
あります。その設置、管轄區域、組織
及び團員に関する事項について、根據
の條規を設けておるのであります。消
防團は申すまでもなく、小都市以下の
市町村におきまして、消防機關として
殆んど唯一のものである。それにこの
消防組織法に、今申した設置、管轄區
域、組織及び團員についての條規を設
けておるといふことは、組織法として
の體裁を成していないのであります。
そこで第十五條の二を設けまして、第
十五條の二という一條文を設けまし
て、「消防團の設置、管轄區域、組織
及び團員に関する事項は、國家消防廳
の定める基準に従ひ地方的要求に應じ
て市町村長がこれを定める。」という
一條文を入れる必要があると思つてお
ります。そこで三月二十四日に政府
の方で出しました政令第五十九號消防
團令との關係であります。若し今私
の申しました第十五條の二の條文を設
けますときに、國家消防廳の方では基
準を作りまして、消防團の設置は成る
べく各市町村に設けさせる、但し消防
本部や消防署のあるところは必ずしも
作る必要はない、併しこういう消防署
なんかの不備な所はやはり作らなけれ
ばならぬとか、或いは十ヶ年間、火事
なんかのなかつたところには、必ずし
もそういう小さい村には消防團は置か
なくてもよいとか、そういう基準を決

めるとか、管轄區域は小さい町や村に
あつては全町に設ける、又大きな、相
當大きな市とか、なんかでは數ヶ所設
けてもよいとか、そういうような基準
を定める。それから組織は消防團長を
置いて、それからその下に部長制を大
きい所では取つてもよいとか、取る
か、小さいところは部長制を設ける必
要がないとか、いろいろ國家消防廳で
そういう組織についても基準を示す。
そこが政令との關係は必ずしもそれに
低觸しないように定められると考へま
す。私は大體政令なんかなくともよい
じやないかというぐらゐに考へておる
のであります。この第十五條の二が若し
皆さんの賛成を得まして通つて行き法
律になりましたときには、政令が必要
ならばそれに合せて貰う、それでよい
じやないかと考へております。以上が
私の修正案を提出しました理由で御質
問に應じましてお答えしたいと思
います。

○委員長(吉川末次郎君) 只今岡本委
員の修正案の提案理由説明に御質問等
がございましたらお述べを願いたいと思
います。政府委員より意見の開陳の要
求がありますのでこれを許します。

○政府委員(新井茂司君) 只今提案に
なりました修正案に關連をいたしました
して、私の考へております二、三の
點を申上げて置きたいと思ひます。消
防組織法に消防團に關しましてはその
第九條におきまして、市町村の消防事
務を處理するため、市町村に消防團の
外に、を設けることができるとい

うことだけしか規定しておりません。關
係上、消防團に關する事項は何を以て
これを規定すべきかというところにつ
いては疑問があつたのであります。私
どもは、これを規定しては、一應解釋上の問
題といたしまして、消防組織法の審議
せられ、又制定せられましたときに、
消防團令というものがあつたときに、
で、さうなる勅令がございましたの
で、この消防團に關する事項は、勅令
を以て定められるものではないか、
即ち、法律がこゝには明瞭には語つて
おりませんが、勅令の消防團令に依つ
て規定せられる消防團というものを是
認したという解釋を取りまして、消防
團の事務を取扱つておるのでありま
す。これは解釋上の問題でありまし
て、明文の點から申しますと、確か
に岡本委員より開陳せられましたたが
ごとき缺陷があることを是認せざるを
得ません、なお内閣提出になりました
この消防組織法の改正案が成立いたし
ますとすれば、それは當然にこの消
防團令にも影響するものでありまし
て、消防本部の設置とか、消防署の設
置方法は、消防團令の方におきまして
も、消防團の設置方法を改めなければ
ならぬと考へておるのであります。こ
れが成立の際におきましては、消防
團令の改正をも手続をいたしたいと考
えております。それで消防組織法に消
防團令に關する事項を何らかの形にお
いて根據を置かざるをすれば、一條
を設けて、消防團に關する基本的な事
項を規定するか、或いは第九條の「消

防團の外」という上に「政令において定
むる消防團の外」というようなことに
いたしました、政令にそのことを委ね
るというところをはつきりさせるとい
うことも一つの方法かと存するのであ
ります。尙第九條の關係におきまして、
市町村に設置することのできる機關
は、消防團の外に消防本部、消防署、
消防職員及び消防團員の訓練機關とい
うものがあるものであります。この中
消防本部、消防署に關する根本規定が
消防組織法の中に盛られております
が、外にも訓練機關に關する事項につ
いては、その基本的な規定を缺いてお
ります。これらの點につきましては、
私どももいたしまして、將來の事務
といたしまして研究をしなければなら
ん問題であると思へておるのでありま
す。尙修正案の第十五條の二の中の問
題について考へがまだ熟しておりま
せんが、まだ熟しておりませんが、その
未熟な考へを申し上げますと、消防團
の設置、管轄區域、組織は市町村長が
これを定めるといふことは、只今提出
いたしました消防組織法の改正
點と相應するものでございしますが、こ
の團員に關する事項という事項は、消
防組織法におきましては條例に據つて
おるのであります。尙國家消防廳の定
める基準に従ひということになります
と、消防組織法におきまして、消防
本部、消防署等に關する事項につきま
して、國家消防廳では何んらの基準を
示しておらぬという事柄があり
ますので、この點は御研究を要する

點かと考へます。更にこの消防團の正確な管轄區域というものはあるかどうかという點にも、御研究を願いたいと思ひます。消防團令におきまして、その第三條に、「消防團の區域は、市町村の區域による。但し云々」とあります。が、この區域というのは、管轄區域というふうにすべきか、消防團の區域というので、組織の區域、その中にあるものとして考へるべきものであるか等については、御研究を願いたいと思ひのであります。

以上早速でございますが、甚だ未熟な點もございまして、意見を申し述べさせていただきます。

○鈴木直人君 私には遅れて参りましたので、提案者の御説明を實は聴いておられないのであります。只今政府委員の御答辯御説明を聴きまして、疑問な點がありますから、提案者に質問したいと思ひます。この改正案を見ますと、消防團に關するところの規定は消防組織法の第十五條の二に規定して、そして消防團に關するところの規定、管轄區域、組織、團員というふうなものは一切國家消防廳の定める基準に従つて市町村長がこれを定めるというところなのである。これは消防團令はこれと同時に廢止するのである。消防團令は存置するのではない、消防團令というものは一切廢止して、そして消防團に關するところのもの、消防組織法の第十五條の二で概括的にこのように規定するのである。こゝういふふうに私はこの修正案を考へたのであります。只今政府委員の説明によりますと、消防團令を存置して置いて、そして消防組織法の中に別にこれだけを規定して置くのだ

というふうなふうに感ぜられるような御説明でありましたが、提案者においては、消防團令をこれと同時に全部廢止してしまふのだという、そしてこの第十五條の二によつて消防團に關すること一切をするのだという、こゝういふふうな御意向であるかどうか、お聴きしたいと思ひます。

○岡本愛祐君 私の提案説明の時に、その點に觸れたのです。私は今おつしやる通り、消防團令という政令はなくてよからうと思つておつて、ただ政府の方でどうしても要するのだという、それはこの間も説明したように、その他の非常災害等なんという「等」の字もありませんので、どうしても置かなければならぬといふことならば置かれてもよいだらう、併しこの第十五條の二といふものが成立しますれば、それに合わないところは、法律が勝つのですから、消防團令は置くとしても改められなければならぬといふと、こゝういふふうに思つております。

○鈴木直人君 私もこの第十五條の二は、その内容につきましては、まだ検討いたしておりませんが、かくのごとく組織法の中に消防團に關する概括的な重要點を入れて、そして更に他の部分には政令の中に入れて置くといふことであるならば、その政令そのものの設定する基礎もやはりこの組織法の中に入れて置いた方がよいと思ひわけでありませう。現在の消防團令は、消防組織法によるものではありません。勿論性質は違ふといふ解釋かも知れませんが、單なる政令、單獨の政令といふものでして別途に定めるということでないが、若し根本的なものを組織法の中にに入れて、その他のものは政令の定

めるところによるというのであるならば、それでよいと私は思ふのであります。併しなからこの第十五條の二の内容によりまして、政令というよりも、むしろ一切を國家消防廳の定める基準に任じておるというふうになつておるのであります。それにも拘わらず又別途に政令を作るといふことは如何かと思ふのであります。若し別途に政令を作るのであるならば、根本的なものは組織法の中に入れて、その次のものは政令による、そして國家消防廳の定める基準というものはそれ以下のものにするようにした方がよくはないかと考へるのであります。勿論この内容につきましては、もう少し検討いたして参りたいと思ひますが、政府においてはこゝういふお考えでありますか、お聴きしたいと思ひます。

○政府委員(新井茂司君) この消防團に關する事項を基本的なことのみにならず全部を消防組織法の中において規定するものとして、この修正案を出されたものであるならば、これは勿論この條文のみを以ては不十分であると思ひます。これは提出者の岡本議員もその點すでに御了承になつておられるところでありませう。更に一番大きな點は、この消防團に關する設置、管轄區域、組織及び團員に關する事項の基準を國家消防廳が定めるといふこと、これは内容的に可なり大きな問題であるかと思ひます。消防組織法にいたしまして、只今の消防團令にいたしまして、國家消防廳において定める基準を示す場合は、皆無ではございませう、多少あるようであります。が、大體におきましては、市町村の裁量或いは市町村長の裁量に任じてある

のであります。その點において極めて地方分權的な精神で書いておられるのであります。こゝうな消防本部、消防署等の組織はさうなうになつておられます。消防團に關してのみ國家消防廳において基準を示しまして、それに市町村長が従つてやらなければならぬといふことになりまして、非常に相矛盾する點が出て來るのではないかと考へるものであります。それから消防團の團員に關する事項を擧げて、市町村長がこれを定めることになつておられますが、消防組織法の中におきまして、消防吏員に關する事項で市町村條例でなければならぬといふことになつておるのが相當あるものであります。こゝうな關連におきまして、消防團員に關する事項だけが市町村長の定めるところに相成るといふことも、これは研究を要する點であるといふことは存するのであります。

○岡田喜久治君 いろいろお尋ねしたことは多々あるのですが、一應速記を止めるなり、或いは伏せられては、少し懸念したいと思ひます。細かいことですから、一々速記に載せることはないと思ひますが……。

○委員(吉川末次郎君) それでは速記を一時止めて下さい。

(速記中止)

○委員(吉川末次郎君) 速記を開始して下さい。

○鈴木直人君 先程速記中止中に申上げましたと同じもので、この三點について申上げたのですが、第一は、消防團に關する規定は政令の定むるところによるというふうな改正方法もある。第二は、消防團の設置、管轄區域、組織及び團員に關する事項は政令の定む

るところにより市町村長がこれを定むる。こゝういふ方法もある。第三は、この岡本君の提案のように、國家消防廳の定むるところに従つて市町村長がこれを定むるという方法もあるわけでございます。併しなからこの際政令を全部廢止するといふ考へ方の下に進まなければならぬと思ひます。併しなから今政府委員のお考へによる、政令は生かして置きたいといふのであるならば、第四として、消防團の設置、管轄區域、組織及び團員に關する事項は政令に定むるもの外……まあ言葉は研究を要すると思ひますが、ここに政令に定むるもの外、國家消防廳の定むる基準に従つて市町村長がこれを定むるというふうなことになるならば、これ又理由は立つと思ひます。が、とにかく政令を生かして置くといふならば、何とかそこを政令によつて定めなければならぬようなものを政令で定むることが出来るような規定を、挿入して置くことが事實上一いのではないかと考へます。若しその兩全主義で行くならば、ここに政令で定めるものの外、そして更に輕いものは消防廳が定めるといふことになる。この點を消防廳が定めるといふことは、政令の中に入るわけでありませうが、こゝういふふうであるならば、私は了解できると思ひます。この點政府のお考へを願ひます。

○委員(吉川末次郎君) ちよつとお尋ねしますが、消防法を今衆議院で案を作りつつあるのですが、岡本さんの修正案の趣旨のようなのと、今作業中の消防法との關係なんかがどうなんでしょうか。例えば消防法の中に、あなたの御趣旨のような規定を設けるとか何

とかいふようなことを考へられるんです

が、只今法務總裁に更に催促をいた

らいたいと思つております。

同時に行つて頂くかよりに決めまし

○鈴木直人君 数は今決めておかない

の御趣旨のような規定を設けるとか何

たいと思います。

○委員長(吉川末次郎君) それでは本
の議事に入ります。本日只今まで閣議
が開かれておりまして、大體豫定は
十一時に本委員會に鈴木法務總裁が早
えまして、先般來の神戸、大阪におけ
る朝鮮人の騒擾事件に關する御報告を
更に願ふことになつておるのであります。

遣せられたようであります。この問題につきましましては、特に警察法の審議に關連いたしましたて、かね／＼熱心に皆さんの御研究を願つておりましたのでありますが、たゞ／＼こうした問題に逢著したもので、是非これは委員會として委員を派遣して、實地調査をお願いするよゝうなことにしたいと思つておるのであります。如何でございましょうか。

見たいという熱意のある人が二名以上あるならば、経過によつて一名くらい増加してもいいじゃないかと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 鈴木さんの御意見のように決めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それでは御決定は後で懇談して一つお決め願うと

警察法の改正に關する本委員會の意見を一つ纏めるための小委員會を設置しては如何であるかと思うのでございませうが、どうでございませうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) それでは御賛成の方が多いようでございませうから、警察法改正に關する小委員會を設置いたすことに決定したいと存じます。委員の数は何名くらいにいたします。

からの後の時間がどちらかに決めて
いたいというところでございます。司法
委員會は一時からお聞きになるわけ
すか。

○委員外議員（伊藤修君） 一時から開
くことになっております。

○委員長（吉川末次郎君） それでは二
時三十分から合同委員會を開くことに
決めましてよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

まして、地方自治法の一部を改正する法律案の御審議を願うことになつておりますから、どうぞ御出席を願います。そうして只今申しました地方自治法の一部を改正する法律案は衆議院がまだ通過して参つておりませんので、時間にはつきり決められませんが、多分只今の合同委員会の後になるだろうと思つておりますから、さよう御了承願います。それでは休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後六時二十二分開會

○委員長(吉川末次郎君) 休憩前に引き続きまして、委員会を開會いたしました。地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(有田喜一君) 只今付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。地方公共團體の職員に關する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關して規定すべき地方公務員法案につきましては、先に國會の御審議を経て昭和二十三年法律第十四號を以て、地方自治法の一部を改正し、昭和二十三年五月一日までにこれを國會に提出しなければならぬことといたしましたのであります。

併しながらその後諸般の情勢によりまして、當時豫定いたしました本年五月一日までに國會に提出することが到底不可能になりましたので、更に提出時期を延長する餘儀なきに至つたのでございまして、國會の會期との關係もありまして、又現在までの準備の状況とも脱み合せますと、本年十二月三十

一日までにこれを國會に提出しなければならぬものと考えられますので、本年十二月三十一日までにこれを國會に提出するということにいたしましたのであります。どうかよろしく御審議の程を願いたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 本法案に對する只今の政府委員の説明に對しまして御質疑があれば、お述べを願いたいと存じます。別に御質疑はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それでは討論に入りたいと思ひます。御意見があれば賛否を明確にしてお述べを願いたいと思ひます。別に御意見等もないように見受けられますから、これより直ちに採決に入りたいと存じます。衆議院より送付して参りました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、御賛成の方は御起立を願います。

〔議員起立〕

○委員長(吉川末次郎君) 全員起立と認めます。よつて本法案は可決せられました。つきましては規定によりまして後程御署名を願うことになつておりますから、御賛成の方の御署名をお願いします。尙本會議において報告いたしました報告の内容につきましては、委員長に御一任を願うことといたしましたのでよろしくごさいませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御異議がなければ、そのように取運びたいと存じます。それではどうぞ御署名をお願いします。

〔多數意見者署名〕

○委員長(吉川末次郎君) これにて散會いたします。

午後六時二十八分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君
村尾 重雄君
奥 圭一郎君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡田喜久治君
青山 正一君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
小野 哲君
柏木 康治君
阿竹齊次郎君
伊藤 修君

委員外議員

内閣官房次長 有田 喜一君
國家消防 新井 茂司君
本部長官

説明員

總理廳事務官 鈴木 俊一君
〔地方自治課長〕

四月三十日本委員會に左の事件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案(第四十五號)

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三

年五月一日までにこれを昭和二十三年十二月三十一日までに」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。